

# 市町村アカデミーにおける個人情報の保護の取扱い

## 個人情報の保護に関する方針

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この方針は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日、法律第57号)及び平成16年4月2日閣議決定「個人情報の保護に関する基本方針」等に基づき、市町村職員中央研修所(以下「市町村アカデミー」という。)が取り扱う個人情報の適切な保護のために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研修生、講師等 現在及び過去の研修生、講師、職員並びに市町村アカデミーの業務に直接かかわりがあり、又かかわりがあったその他の者をいう。
- 二 個人情報 特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、市町村アカデミーが業務上取得又は作成した情報(機械処理以外のものも含む。)をいう。
- 三 本人 個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

(責務)

第3条 市町村アカデミーは、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たって、研修生、講師等の基本的人権を尊重し、個人情報の保護を図るため必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村アカデミーの職員又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第2章 個人情報の収集及び利用の制限等

(個人情報の収集)

第4条 市町村アカデミーは、個人情報を収集するときは通知、公表等により利用目的を明確にし、目的達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

2 市町村アカデミーは、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しないものとする。ただし、法令に定めがあるとき、又は市町村アカデミーの正当な事業の目的を達成するために必要があると認められるときは、この限りではない。

3 市町村アカデミーは、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するときは除き、直接本人から収集するものとする。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 研修の申込みに際して、所属団体の研修担当部課から収集するとき。
- 三 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
- 四 業務遂行上本人以外の者から収集することに相当の理由があると認められるとき。

( 個人情報の適正管理 )

第 5 条 市町村アカデミーは、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講ずるものとする。

- 一 紛失、き損、破壊その他の事故の防止
- 二 改ざん及び漏えいの防止
- 三 不要となった個人情報の速やかな廃棄又は消去

( 個人情報の利用・提供の制限 )

第 6 条 市町村アカデミーは、個人情報を収集された目的以外のために利用又は提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 法令に基づく場合
- 三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

( 委託に伴う措置 )

第 7 条 市町村アカデミーは、個人情報の取扱いを委託するときは当該委託に係る契約において、委託を受けた者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

### 第 3 章 個人情報の開示、訂正等及び利用停止等

( 自己情報の開示 )

第 8 条 研修生、講師等は、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 市町村アカデミーは、前項に規定する開示の請求を受けたときは、原則として合理的な期間内に開示するものとする。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに正当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。
- 3 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。
- 4 第 1 項に規定する請求は、市町村アカデミーに対し、本人であることを明らかにして、別紙様式を提出することにより行う。

( 自己情報に関する訂正等 )

第 9 条 研修生、講師等は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めるときは前条第 4 項に定める手続きに準じて、市町村アカデミーに対し、その訂正、追加又は削除 ( 以下この条において「訂正等」という。 ) を請求することができる。

- 2 市町村アカデミーは、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知するものとする。ただし、訂正等に応じないときは、その理由を文書により本人に通知するものとする。

(自己情報の利用停止等)

第10条 研修生、講師等は、自己に関する個人情報について、利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求める場合は、第8条第4項の定める手続きに準じて、市町村アカデミーに請求することができる。

## 第4章 責任体制

(個人情報保護管理責任者)

第11条 市町村アカデミーは、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置くものとする。

- 2 個人情報保護管理責任者は、この規定を遵守するため体制の整備、職員の研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談窓口)

第12条 市町村アカデミーは、個人情報に係る相談窓口を設置し、担当部署、連絡先などを公表するものとする。

附 則

この方針は、平成17年4月1日から施行する。

---

## 利用目的の公表

市町村アカデミーで収集する皆様の個人情報は、研修実施のために使用します。また、市町村アカデミーの研修等のご案内、研修に関する調査及びその他事前に通知する利用目的、のために使用することがあります。

---

## 相談窓口

市町村アカデミーの個人情報の取扱いに関する問い合わせ先は、次のとおりです。

担当部署：総務局総務課

住 所：千葉県千葉市美浜区浜田1丁目1番

電 話：043-276-3737

F A X：043-276-5250

Eメール：[j-academy@jamp.gr.jp](mailto:j-academy@jamp.gr.jp)

別紙様式（方針第8条第1項、第9条第1項、第10条関係）

## 個人情報開示等請求書

（提出年月日） 年 月 日

市町村職員中央研修所

学長 殿

請求者（ 本人 代理人）

氏 名 印

住 所

電話番号（ ） -

連絡先

（本人の氏名 ）

個人情報の保護に関する方針（第8条第1項、第9条第1項又は第10条）に基づき、次のとおり請求します。

個人情報の件名 又は内容	
請求の内容	開示 訂正等 消去等 利用等の停止
本人であることを証明する書類	
備考	
<p>（記入方法等）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>該当する 欄にチェックしてください。</li><li>「請求の内容」欄の開示方法については、書面以外の方法による場合はその旨をご記入ください。</li><li>請求者は、請求書提出時に、身分を証明するもの及び本人（代理人を含む）であることを確認できるものをご提出ください。 本人確認書類（運転免許証、旅券等）</li><li>代理人の方は、本人の氏名もご記入のうえ、代理権を有することを証明する書面を添付してください。 代理人確認書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本、住民票の写し、登記事項証明書、委任状等）</li></ol>	